

新年金がスタート

誰もが国民年金に加入 3種類のいずれかに

新しい年金制度がスタートしました。国民年金には、サラリーマンも加入し、すべての人に共通の基礎年金に衣替えとなります。加入者は3種類になりますので、これから加入しなければならない方は、早めに手続きを済ませてください。

種類	対象者(強制加入)	加入手続き	保険料 納入方法
第1号被保険者 	(1)農業、自営業者などと、(2)~(8)に該当しない人 (2)地方議会の議員及び国会議員 (3)被用者年金制度の老齢・退職年金を受けている人の配偶者 (4)被用者年金制度の老齢・退職年金の受給資格期間を満たしている人 (5)被用者年金制度の障害年金を受けている人 (6)被用者年金制度の遺族年金を受けている人 (7)未帰還者留守家族手当・特別手当の受給者 (8)(2)、(4)、(5)の配偶者	加入手続きが必要(現在加入している人は必要なし)	今までどおり個人で納付する
第2号被保険者 	厚生年金(旧法の船員保険も含む)の被保険者及び共済組合の組合員(現役のサラリーマン)	加入手続きは必要なし	厚生年金及び共済組合から支払われるので個人で納付する必要なし
第3号被保険者 	第2号被保険者に扶養されている配偶者(サラリーマンの奥さんなど)	加入手続きが必要	厚生年金及び共済組合から支払われるので個人で納付する必要なし

※被用者年金制度とは、厚生年金保険・共済組合等をいいます。

希望で加入する人 第1号被保険者に

次の人は、本人の希望で任意に加入することができ、加入した場合は第1号被保険者となります。

- ① 60歳以上65歳未満の自営業者など。(未納期間があるため60歳になるまでに、加入年数が不足している人などが加入し、満額の年金に近づけることができます。)
- ② 外国に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
- ③ 学生、専門学校の生徒で、20歳以上、60歳未満の人
- ④ 被用者年金制度の老齢・退職年金受給権者

第3号被保険者で 未加入だった人に

第3号被保険者に該当する方で、今まで国民年金に加入していなかった方は、第3号被保険者となる届出を行ってください。届出用紙は、夫の勤務先、又は役場住民課で受け取り、夫の勤務先で確認を受けてから役場住民課へ提出してください。くわしくは、住民課年金係へお問い合わせください。